別表第二の十の項中「又は身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改め、「いう。」の下に「又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」を加え、同表の十四の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」に改め、同表の五十五の項中「障害者関係情報」の下に「又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」を加え、同表の五十六の二の項中「若しくは措置」を「、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置」に改め、「特定医療費の支給」の下に「若しくは指定難病要支援者証明事業の実施」を加え、同表の七十九の項中「障害者関係情報」の下に「又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」を加え、同表の百八の項中「障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報」を「障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十六条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第二十条の四第二項」を削る。

第二十条の三及び第二十条の四を次のように改める。

第二十条の三及び第二十条の四　削除

別表の八の四の項中「国家戦略特別区域障害者雇用創出事業」を「削除」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　第二号施行日前に前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下この条において「旧国家戦略特別区域法」という。）第二十条の四第一項の規定により第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の障害者雇用促進法第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等とみなして同条第一項の認定を受けた旧国家戦略特別区域法第二十条の四第一項に規定する特定有限責任事業組合は、第二号施行日において、第二号改正後障害者雇用促進法第四十五条の三第一項の認定を受けた同条第二項に規定する特定有限責任事業組合とみなして、同条第七項の規定を適用する。

（労働者協同組合法の一部改正）

第三十八条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定中「第二十九条の七」を「第二十九条の九」に改める。

2　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前項の規定は、適用しない。この場合において、附則第二十六条中「第十五条第二項」とあるのは、「第十五条第二項第四号」とする。

第四十条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第四十一条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「（平成十五年法律第百十号）」の下に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）」を加える。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第四十二条　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

（政令への委任）

第四十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　加藤　勝信

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第百五号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第二条）
第二章　寄附の不当な勧誘の防止
第一節　配慮義務（第三条）
第二節　禁止行為（第四条・第五条）
第三節　違反に対する措置等（第六条・第七条）
第三章　寄附の意思表示の取消し等（第八条―第十条）
第四章　法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援（第十一条）
第五章　雑則（第十二条―第十五条）
第六章　罰則（第十六条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

一　個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約

イ　当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。）

ロ　当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

二　個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為